

長野市廃棄物処理に係る行政処分取扱要領

長野市環境部

(令和4年3月)

第一章 総則

第1（目的）	3
第2（定義）	3

第二章 行政処分の種類

第3（行政処分の対象）	4
-------------	---

第三章 行政処分の基準

第4（行政処分の内容）	5
第5（瑕疵による許可及び指定の取消し）	6
第6（処分の加重軽減）	6

第四章 行政処分の手続き

第7（手続）	6
第8（意見陳述の機会）	6
第9（聴聞）	7
第10（弁明）	8
第11（行政処分の通知）	8

第五章 雑則

第12（公表等）	8
第13（関係都道府県との協議）	9
第14（関係機関への通知）	9

別表1 行政処分の基準（一般廃棄物処理業関係）

別表2 行政処分の基準（産業廃棄物処理業関係）

別表3 行政処分の基準（廃棄物処理施設関係）

別表4 行政処分の基準（再生利用業者関係）

第一章 総 則

(目的)

第1 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年長野市条例第66号）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）を行う基準及び事務手続き等を定めることにより、行政処分の公正の確保と透明性の向上を図りつつ、廃棄物の適正処理を通じて、市民の健康と安全な生活環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）
- (2) 条例 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年長野市条例第66号）
- (3) 排出等事業者 事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者又は自ら排出した産業廃棄物を保管する事業者及び国外から廃棄物を輸入した者
- (4) 処理業 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業
- (5) 処理業者 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者
- (6) 再生利用業者 条例第29条第1項の規定により市長の指定を受けた者（一般廃棄物再生利用業者）及び条例第37条第1項の規定により市長の指定を受けた者（産業廃棄物再生利用業者）
- (7) 広域的処理認定業者 一般廃棄物の広域的処理の認定を受けた者及び産業廃棄物の広域的処理の認定を受けた者（法第9条の9第1項、法第15条の4の3第1項）
- (8) 処理施設 許可を受けた廃棄物処理施設（届出により許可を受けたとみなされる施設を含む）（法第8条第1項、法第15条第1項）
- (9) 設置者 処理施設を設置している者
- (10) 処分者等 廃棄物の不適正な処分にかかわった者（法19条の4第1項、法19条の5第1項第1号から第4号）
- (11) 当事者 行政処分の対象となる者
- (12) 当事者等 当事者及び当事者の代理人
- (13) 処理基準 一般廃棄物処理基準（法第6条の2第2項）及び特別管理一般廃棄物処理基準（法第6条の2第3項）、産業廃棄物処理基準（法第12条第1項）、特別管理産業廃棄物処理基準（法第12条の2第1項）、指定一般廃棄物の処理に関する基準（条例第31条）及び指定産業廃棄物の処理に関する基準（条例第39条）
- (14) 保管基準 産業廃棄物保管基準（法第12条第2項）、特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項）、廃棄物の保管に関する基準（条例6条）及び木く

ずチップの保管に関する基準（条例第8条）

- (15) 委託基準 事業者の産業廃棄物委託基準（法第12条第5項又は第6項）及び特別管理産業廃棄物委託基準（法第12条の2第5項又は第6項）
- (16) 再委託基準 処理業者の産業廃棄物再委託基準（法第14条第16項）、特別管理産業廃棄物再委託基準（法第14条の4第16項）、再生利用業者の指定一般廃棄物再委託基準（条例第29条第5項）及び指定産業廃棄物再委託基準（条例第37条第5項）
- (17) 事業の停止命令 処理業者又は再生利用業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること。（法第7条の3、法第14条の3、法第14条の6、条例第34条、条例第42条）
- (18) 事業の許可の取消し 処理業者の許可を取り消すこと。（法第7条の4、法第14条の3の2、法第14条の6）
- (19) 再生利用業者の指定の取消し 再生利用業者の指定を取り消すこと。（条例第35条、条例第43条）
- (20) 処理施設の改善命令 設置者に対して期限を定めて必要な改善を命令すること。（法第9条の2、法第15条の2の7）
- (21) 処理施設の使用停止命令 設置者に対して期間を定めて処理施設の使用の停止を命令すること。（法第9条の2、法第15条の2の7）
- (22) 処理施設の許可の取消し 処理施設の設置許可を取り消すこと。（法第9条の2の2、第15条の3）
- (23) 改善命令 処理基準に適合しない収集、運搬又は処分が行われた場合及び保管基準に適合しない保管が行われた場合に、排出等事業者、処理業者、木くずチップを保管する者及び再生利用業者に期限を定めて必要な改善を命令すること。（法第19条の3、条例第7条、条例第10条、条例第32条、条例第40条）
- (24) 措置命令 処理基準又は保管基準に適合しない処理又は保管が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、処理基準又は保管基準に適合しない処理又は保管を行った者等に、期限を定めてその支障の除去等の必要な措置を命令すること。（法第19条の4、法第19条の4の2、法第19条の5、法第19条の6）
- (25) 欠格要件 一般廃棄物の許可については法第7条第5項第4号イからルまで、産業廃棄物の許可については法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる事項
- (26) 違反行為 法又は法に基づく処分若しくは条例又は条例に基づく処分に違反する行為

第二章 行政処分の種類

（行政処分の対象）

第3 この要領において行政処分とは、次に掲げる処分とする。

- (1) 法第7条の3に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の

- 期間を定めて行う事業の全部又は一部の停止命令
- (2) 法第7条の4に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の許可の取消し
 - (3) 法第9条の2第1項に規定する一般廃棄物処理施設の期限を定めて行う改善命令及び期間を定めて行う使用の停止命令
 - (4) 法第9条の2の2第1項及び第2項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し
 - (5) 法第14条の3に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の期間を定めて行う事業の全部又は一部の停止命令
 - (6) 法第14条の3の2に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可の取消し
 - (7) 法第14条の6において準用する法第14条の3に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の期間を定めて行う事業の全部又は一部の停止命令及び法第14条の3の2に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の許可の取消し
 - (8) 法第15条の2の7に規定する産業廃棄物処理施設の期限を定めて行う改善命令及び期間を定めて行う使用の停止命令
 - (9) 法第15条の3に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
 - (10) 法第19条の3に規定する改善命令
 - (11) 法第19条の4、法第19条の4の2、法第19条の5及び法第19条の6に規定する措置命令
 - (12) 条例第7条に規定する改善命令
 - (13) 条例第10条に規定する改善命令
 - (14) 条例第32条に規定する改善命令
 - (15) 条例第34条に規定する一般廃棄物再生利用業者の期間を定めて行う事業の全部又は一部の停止命令
 - (16) 条例第35条に規定する一般廃棄物再生利用業者の指定の取消し
 - (17) 条例第40条に規定する改善命令
 - (18) 条例第42条に規定する産業廃棄物再生利用業者の期間を定めて行う事業の全部又は一部の停止命令
 - (19) 条例第43条に規定する産業廃棄物再生利用業者の指定の取消し

第三章 行政処分の基準

(行政処分の内容)

第4 処理業者、設置者及び再生利用業者に係る行政処分（改善命令及び措置命令を除く。）の基準は別表1から4のとおりとする。

2 別表に定める処分事由（以下「違反行為等」という。）が2以上ある場合は、それぞれの違反行為等に対応する各日数の合計によるものとし、その日数が90日を超

えるときは取消処分を行うものとする。

3 違反行為等により生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは取消処分とする。

4 許可又は指定の取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは許可証又は指定証を返納させるものとする。

(瑕疵による許可及び指定の取消し)

第5 欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による許可及び指定が行われたことが、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該許可及び指定を取り消すものとする。

(処分の加重軽減)

第6 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4の規定による行政処分に加重して処分することができる。

(1) その違反行為の態様が特に悪質であると認められるとき。

(2) 処理業者、設置者又は再生利用業者としての適格性を欠く行為であると認められるとき。

(3) その他、加重するに足る相当の理由があると認められるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4の規定による行政処分を軽減して処分することができる。

(1) 違反行為後、自主的に適正な是正措置を講じたと認められるとき。

(2) その他、処分を軽減するに足る相当な理由があると認められるとき。

第四章 行政処分の手続き

(手続)

第7 行政処分を行う場合は、この要領の規定によるほか、行政手続法（平成5年法律第88号）、行政処分の指針について（令和3年環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）、長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）及び長野市聴聞規則（平成6年長野市規則第24号）に定める手順により行う。

(意見陳述の機会)

第8 行政処分をしようとする場合は、次の各号の区分に従い、当事者等について意見陳述の機会を設けるものとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは聴聞を行う。

ア 許可を取り消す行政処分をしようとするとき。

イ その他、市長が聴聞を行うことが相当であると認めたとき。

(2) 次の各号のいずれかに該当するときは弁明の機会を与える。

ア 事業の停止を命じようとするとき。

イ 施設の使用停止を命じようとするとき。

ウ 措置命令を行おうとするとき。

エ その他、市長が弁明の機会を付与することが相当であると認めたとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しないものとする。
 - (1) 生活環境保全上の支障が現に生じ、緊急にその支障を除去する必要があるとき。
 - (2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、その支障が生じた後では容易に支障の除去若しくは生活環境の回復が見込めないとき。
 - (3) 法第7条の4第1項の規定及び法第14条の3の2第1項の規定に基づく取消処分を行う場合で、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書、関係都道府県からの行政処分に係る通知などの客観的な資料によって欠格要件該当性を証明できるとき。
 - (4) 法に定められた処理施設の構造基準若しくは維持管理基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないことが、計測、実験等によって客観的に認定されているとき。
 - (5) 瑕疵に基づく許可が行われた場合で、その事実が裁判所の判決書又は市町村の刑罰等調書その他の客観的な資料により証明されたとき。

(聴聞)

第9 聴聞を行うときは、やむを得ない場合を除き、当事者に対し、聴聞期日の2週間前までに次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付して通知するものとする。

- (1) 予定される行政処分内容及び根拠となる法令の条項
 - (2) 行政処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
 - (5) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出できること
 - (6) 聴聞の期日の出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること
 - (7) 聴聞が終了するまでの間、当該行政処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること
- 2 聴聞の通知を受けた者は代理人を選任することができる。その場合、代理人の資格は書面で証明しなければならない。
 - 3 聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、当該行政処分につき利害関係を有すると認められる者に対し、聴聞に関する手続に参加することを求め、又は参加を許可することができる。
 - 4 聴聞は長野市環境部環境保全温暖化対策課長が主宰する。ただし、環境保全温暖化対策課長が主宰できないときは、同人の指名による環境部内の課長（相当職を含む。）が主宰するものとする。
 - 5 当事者等及び第3項の規定により聴聞手続に参加する者は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、主宰者の許可を得て行政庁の職員に質問することができる。
 - 6 当事者等が、正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第1項第6号に定める陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合は、改めてこれらの機会を与えることなく聴聞を終結するものとする。
 - 7 主宰者は、聴聞の期日ごとに聴聞の審理の経過を記載した「聴聞調書」、及び主

宰者の意見を記載した「報告書」を作成するものとする。

8 当事者等は、前項の調書及び報告書の閲覧を求めることができる。

9 聴聞の期日における秩序の維持等に関し、主宰者が必要と認めるときは、警察に協力を求めるものとする。

(弁明)

第10 弁明の機会を与えるときは、やむを得ない場合を除き、当事者に対し、弁明書の提出期限の7日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付して通知するものとする。

(1) 予定される行政処分内容及び根拠となる法令の条項

(2) 行政処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限

2 当事者は、弁明書の提出により弁明を行う。

3 弁明をするときは、弁明書の提出にあわせて証拠書類等を提出することができる。

4 提出期限までに弁明書の提出がなされないときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(行政処分の通知)

第11 行政処分を行うときは、当事者に対し、行政処分の内容、根拠法令及び命じた理由を記載した書面を交付して通知するものとする。

第五章 雑則

(公表等)

第12 行政処分を行ったときは、次に掲げる事項を公表する。

(1) 当事者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 行政処分を行った日(以下「処分日」という。)

(3) 許可又は再生利用業の指定の番号

(4) 行政処分の内容

(5) 行政処分の理由

(6) 行政処分の根拠法令

2 条例第74条第2項に規定する行政指導の内容に関する情報提供を行う行政指導の種類及び提供事項は次のとおりとする。

(1) 情報提供する行政指導の種類

ア 市長名勧告書

イ 市長名指示書

ウ 市長名警告書

(2) 情報提供する事項

ア 当事者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

イ 許可又は再生利用業の指定の番号

ウ 当該指導を行った年月日

エ 当該指導事項の概要

オ 当該指導に係る改善状況

3 法又は条例第75条に規定する勧告に従わないときに行う公表は、次に掲げる事項を公表する。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

4 第12第1項及び第3項の規定による公表は、次の方法により公表を行うこととする。

(1) 報道機関への資料提供

(2) 長野市ホームページ（環境部廃棄物対策課「行政処分」ページ）への掲載

5 公表の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、行政処分を行った時点で、当該処分の対象者が警察による捜査の対象となっていることが判明した場合には、警察と協議の上、公表の時期を定めるものとする。

(1) 報道機関への資料提供は、当該行政処分を行った日に行うものとする。

(2) 長野市ホームページ（環境部廃棄物対策課「行政処分」ページ）への掲載は概ね1週間以内に行うものとする。

6 長野市ホームページの（環境部廃棄物対策課「行政処分」ページ）への掲載期間は、掲載後、当該行政処分を行った日から5年を経過した日を含む年度の末日までの期間とする。

（関係都道府県との協議）

第13 当事者が他の都道府県等から処理業若しくは処理施設設置の許可を受けている場合には、必要に応じ、処分内容及びその時期等について当該関係都道府県等と協議するものとする。

（関係機関への通知）

第14 事業の停止命令、事業の許可取消し、処理施設の使用停止命令、処理施設の設置許可の取消し及び瑕疵による許可の取消しをしたときは、その事実を環境省、都道府県、法第24条の2第1項で定められた市に通知するものとする。

附則

この要領は、平成24年6月7日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月23日から施行する。